官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（国家公安委一四）　二
〔法規的告示〕
○協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第四項の規定に基づき、農林中央金庫等の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産五）　四
〔その他告示〕
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁三四）　四
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二〇五）　五
○農薬を登録した件（農林水産八二五）　五
○農薬の登録が失効した件（同八二六）　六
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛一六一～一六五）　六
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同一六六）　六
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一六七）　七
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練をする件（同一六八）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（同一六九）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局九三）　八
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　八
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　八
〔叙位・叙勲〕
内閣　八
〔皇室事項〕
官庁事項　八
〔官庁報告〕
登録実施機関の登録事項の変更について（関東運輸局）　八
法　務　九
公証人任免（法務省）　九
労　働　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一〇一）　九
〔公　告〕
諸事項　一〇
裁判所　一〇
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他　三〇

規　則

○国家公安委員会規則第十四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和八年六月二十四日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条　警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～五十六　略］ 五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 ［五十八～六十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第二条**　［同上］ ［一～五十六　同上］ 五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪 ［五十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　法第四条第一項第三号（法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～五十六　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第六条**　［同上］ ［一～五十六　同上］

改正後	改正前
五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 ［五十八～六十　略］	五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪 ［五十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為等） **第一条**　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～五十六　略］ 五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 ［五十八～六十　略］ （譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪） **第十三条の二**　法第十二条の五第二項第二号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。 ［一～十四　略］ 十五　犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十六条第一項から第三項まで、第二十七条第一項から第三項まで、第二十八条第一項から第三項まで、第三十一条第一項から第三項まで又は第三十二条第一項前段、第二項前段若しくは第三項に規定する罪	（暴力的不法行為等） **第一条**　［同上］ ［一～五十六　同上］ 五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪 ［五十八～六十　同上］ （譲渡し若しくは譲受け又はこれらに類する形態の罪） **第十三条の二**　［同上］ ［一～十四　同上］ 十五　犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十八条第一項から第三項までに規定する罪
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正）

第四条　暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～五十六　略］ 五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 ［五十八～六十　略］	［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（古物営業法施行規則の一部改正）

第五条　古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～五十六　略］ 五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 ［五十八～六十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～五十六　同上］ 五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪 ［五十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 ［一～五十六　略］ 五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪 ［五十八～六十　略］	（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） **第一条**　［同上］ ［一～五十六　同上］ 五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪 ［五十八～六十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の申請等） **第二条**　［略］ 2　前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 ［一・二　略］ 三　役員に係る次に掲げる書類 イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、国籍等（同法第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。第七条第一項第一号において同じ。）が記載されたものに限る。） ［ロ・ハ　略］ 3　［略］	（登録の申請等） **第二条**　［同上］ 2　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されたものに限る。） ［ロ・ハ　同上］ 3　［四・五　同上］［同上］

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第三条　法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

［一～五十六　略］

五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条から第三十一条まで及び第三十二条第一項から第三項までに規定する罪

［五十八～六十　略］

（受講の申込み）

第七条　駐車監視員資格者講習を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。

一　本籍（外国人にあっては、国籍等。以下同じ。）、住所、氏名及び生年月日

二　［略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和八年七月十日）から施行する。

（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）

第三条　［同上］

［一～五十六　同上］

五十七　犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八条に規定する罪

［五十八～六十　同上］

（受講の申込み）

第七条　［同上］

一　本籍（外国人にあっては、国籍。以下同じ。）、住所、氏名及び生年月日

二　［同上］

2　［同上］

法規的告示

○金融庁・農林水産省告示第五号

協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五条第四項の規定に基づき、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第四項の規定に基づき、農林中央金庫等の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件（平成十二年大蔵省告示第四号）の一部を次のように改正し、令和八年六月二十四日から適用する。

令和八年六月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
次に掲げる者の優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五条第四項の主務大臣が定める率は、年百分の八百とする。 ［一・二　略］ 三　漁業協同組合及び水産加工業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号又は第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第四号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）	次に掲げる者の優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第四項の主務大臣が定める率は、年百分の八百とする。 ［一・二　同上］ 三　漁業協同組合及び水産加工業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号又は第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。）並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（同法第八十七条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○金融庁告示第三十四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十四日

金融庁長官　伊藤　豊

一　登録番号　関東財務局長（電代）第百三号

電子決済等代行業者名　株式会社ＮＴＴドコモ

主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区永田町二丁目十一番一号

登録年月日　令和四年九月二十日

失効年月日　令和八年一月二十九日

二　登録番号　関東財務局長（電代）第百二十一号

電子決済等代行業者名　ＬＩＮＥヤフー株式会社

主たる営業所又は事務所の所在地　東京都千代田区紀尾井町一番三号

登録年月日　令和五年九月二十一日

失効年月日　令和八年二月十六日

三　登録番号　関東財務局長（電代）第百号

電子決済等代行業者名　ペイトナー株式会社

主たる営業所又は事務所の所在地　東京都港区虎ノ門五丁目九番一号

登録年月日　令和四年八月一日

失効年月日　令和八年二月十六日

○外務省告示第二百五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年五月十九日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年六月二十四日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年五月十九日

発行年月日　令和五年五月二十六日

旅券番号　ＭＪ二一四二八四八

○農林水産省告示第八百二十五号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年五月二十日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25047	イソシクロセラム水和剤	サイモディスＤＣ	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉
25048	イソシクロセラム水和剤	アテクソフロアブル	〃

○農林水産省告示第八百二十六号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第二号の規定により、次の農薬の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年六月二十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
18687	農薬の種類	ロムダン粉剤ＤＬ	東京都千代田区丸の内二丁目７番２号　日本曹達株式会社　取締役社長　阿賀英司

令和８年４月14日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22827	農薬の種類	ボリアムガンダム顆粒水和剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　小林久哉

令和８年４月20日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24069	農薬の種類	明治ファインセーブフロアブル	東京都中央区日本橋一丁目19番１号　三井化学クロップ＆ライフソリューション株式会社　代表取締役社長　垣元剛

令和８年４月28日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22967	農薬の種類	トリフルラリン・ＩＰ　ＨＣＣシナジオ乳剤Ｃ乳剤	東京都港区東新橋一丁目９番２号　保土谷化学工業株式会社　取締役社長　松本祐人

○防衛省告示第百六十一号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖南方海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度四三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｲ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｳ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ｴ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒

(ｵ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒

(ｶ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関　航空機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

その他

○防衛省告示第百六十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖南方海面の次の(ｱ)から(ｸ)までの八点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｸ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ｱ)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｲ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒

(ｳ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒

(ｴ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(ｵ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｶ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

(ｷ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒

(ｸ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機関　航空機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

その他

○防衛省告示第百六十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　三沢沖南方海面の次の(ｱ)から(ｶ)までの六点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｶ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ｱ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒

(ｲ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒

(ｳ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｴ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｵ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ｶ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒

実施機関　航空機

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

その他

○防衛省告示第百六十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　佐渡沖海面の次の(ｱ)から(ｵ)までの五点を順次結んだ線並びに(ｱ)及び(ｵ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ｱ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度二二分五二秒

(ｲ)　北緯四〇度〇〇分一〇秒　東経一三八度五九分四八秒

(ｳ)　北緯三九度二〇分二七秒　東経一三八度五九分四八秒

(エ)　北緯三八度四八分〇一秒
　　東経一三八度三九分〇四秒
(オ)　北緯三九度一四分五八秒
　　東経一三八度〇五分三七秒
実施機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百六十五号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区　域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒
　　東経一三〇度〇一分五二秒
(イ)　北緯三四度四六分一一秒
　　東経一三〇度三一分五一秒
(ウ)　北緯三四度一七分一二秒
　　東経一三〇度一二分五二秒
(エ)　北緯三四度二五分一一秒
　　東経一二九度五五分五二秒
(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒
　　東経一二九度五一分四六秒
(カ)　北緯三四度三五分四一秒
　　東経一二九度四五分五二秒
実施機
航空機　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百六十六号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。
区　域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間
(ア)　北緯三九度二七分一〇秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(イ)　北緯三七度一四分一一秒
　　東経一三六度〇九分四九秒
(ウ)　北緯三六度三三分一一秒
　　東経一三四度四四分五〇秒
(エ)　北緯三七度四〇分一〇秒
　　東経一三三度二四分五〇秒
(オ)　北緯三八度三三分一〇秒
　　東経一三四度〇一分五〇秒
実施機
航空機　射爆撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百六十七号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区　域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一一、一九二メートルまでの間
(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(イ)　北緯三六度三八分三六秒
　　東経一四一度二〇分四八秒
(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒
　　東経一四二度一〇分四六秒
(エ)　北緯三六度〇九分五九秒
　　東経一四一度五九分五二秒
(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒
　　東経一四一度四六分〇四秒
実施機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百六十八号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年七月一日から同年八月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線並びに(ア)及び(オ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間
(ア)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度一〇分四七秒
(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒
　　東経一四二度五九分四六秒
(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度三二分四七秒
(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒
　　東経一四二度一三分四七秒
実施機
その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇防衛省告示第百六十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年六月二十四日　　防衛大臣　小泉進次郎

日　時　令和八年七月二日、同月三日及び同月五日（予備、同月四日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区　域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる海面及びその上空で海面から高度一五、二四〇メートル以下までの間
(ア)　北緯三二度二〇分一二秒
(イ)　北緯三一度四七分一二秒
(ウ)　東経一二八度四五分五二秒
(エ)　東経一二九度〇九分五二秒
実施艦
その他　自衛艦九隻
　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
　三　前記区域の経緯度は、世界測地系の数値である。

〇東北地方整備局告示第九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年六月二十四日　　東北地方整備局長　西村　拓

第１　起業者の名称　青森県
第２　事業の種類　県道前坂藤崎線改築工事（藤崎橋架替・青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字白子地内から同町大字藤崎字白子地内まで）及びこれに伴う一級河川改修工事
第３　起業地
１　収用の部分　青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字白子地内
２　使用の部分　青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字白子地内
第４　事業の認定をした理由
　申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
１　法第20条第１号の要件への適合性
　「県道前坂藤崎線改築工事（藤崎橋架替）及びこれに伴う一級河川改修工事」（以下「本件事業」という。）は、青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字西岡本地内から同町大字藤崎字白

子地内までの延長0.683㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする県道改築工事及びこれに伴う一級河川改修工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道前坂藤崎線改築工事（藤崎橋架替）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により、一級河川岩木川水系平川（以下「平川」という。）の河川管理用通路が遮断されるため、従来の機能の維持を図るために必要最小限の範囲で付替工事を関連事業として施行するものであり、当該付替工事は、土地収用法第３条第２号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である青森県は、既に本件事業を開始していること、また、都道府県道の管理は、道路法第15条の規定によりその路線の存する都道府県が行うものとされているところ、県道前坂藤崎線（以下「本路線」という。）は、同法第７条の規定により青森県知事が県道に認定した路線であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、青森県弘前市を起点とし、青森県南津軽郡藤崎町に至る延長約7.3㎞の幹線道路である。

本路線の沿線は、国内で中心的な「りんご」の生産地域であり、収穫時期には本路線を利用して大型市場へ運搬されるなど、本路線は当該地域の産業を支える役割を担っている。また、本路線は、津軽地方の中心である弘前市と沿線地域を結び、通勤や通学など沿線地域の生活や経済に大きな役割を果たしている。

しかしながら、平川に架かる藤崎橋は、昭和40年の供用開始から60年が経過し、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）で義務づけられた定期点検において、主要部材にコンクリートのはく離や鉄筋露出が確認されるなど、道路橋としての機能に支障が生じる可能性が高く、早期に措置を講ずる必要がある。

本件事業の完成により、新たな橋梁が整備され、幹線道路である本路線の信頼性が向上し、安全かつ円滑な交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、騒音、振動等については環境基準等を満足するとされており、建設機械の稼働に係る粉じん等については法令により定められた基準等を超える値がみられるものの、散水や仮囲いの設置等により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、起業者が実施した動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠＢ類として掲載されているオオムシクイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ、オジロワシ、カワヤツメ、キタノメダカ、コオナガミズスマシ、ニホンイシガメ、準絶滅危惧として掲載されているトノサマガエル、オオタカ、ハイタカ、ジュズカケハゼ、カジカ大卵型、ドジョウ、サクラマス、キベリマメゲンゴロウ、フライソンアミメカワゲラ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているノダイオウ、準絶滅危惧として掲載されているミズアオイがそれぞれ確認されている。

これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育の環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測された種以外のものについては、保全措置の実施により影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、サクラマスについては、産卵遡上時期に配慮した工事内容の調整等の措置を講ずるとともに、工事期間中の濁水対策等を講ずることとしている。サシバ、オオタカ等の鳥類については、繁殖期に配慮が必要であるため、専門家によるモニタリング調査等の措置を講ずるとともに、工事期間中に騒音対策等を講ずることとしている。加えて、起業者は、改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、藤崎町教育委員会と協議の上、適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令による第３種第３級の規格に基づく２車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、上流側架替案（以下「申請案」という。）のほか、現橋位置架替案及び下流側架替案の計３案が抽出され、合理的な事業計画ではないと判断された下流側架替案を除く２案について検討が行われている。両案を比較すると、申請案は、取得必要面積は多いものの、仮橋や迂回路の設置が不要のため施工性に優れていると判断されること、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本件事業の施行に伴う関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、主要部材にコンクリートのはく離や鉄筋露出が確認されるなど、道路橋としての機能に支障が生じる可能性が高く、早期に措置を講ずる必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、藤崎町長等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　青森県南津軽郡藤崎町役場

国会事項

衆議院

答弁書受領

六月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田嶋要提出電気事業法改正案の融資制度に関する質問に対する答弁書

報告書受領

六月二十二日内閣から次の報告書を受領した。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告

又同日内閣を経由して公正取引委員会委員長茶谷栄治から、次の報告書を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく令和七年度公正取引委員会年次報告書

又同日内閣を経由して日本銀行総裁植田和男から、次の報告書を受領した。

日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書

参議院

質問主意書転送

六月二十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

公益通報者保護制度における三号通報者の探索行為に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五四号）

会計年度任用職員に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五五号）

昭和百年記念式典に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第五六号）

報告書受領

六月二十二日内閣を経由して公正取引委員会委員長から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十四条第一項の規定に基づく令和七年度公正取引委員会年次報告書を受領した。

また、同日内閣から、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告を受領した。

また、同日内閣を経由して日本銀行総裁から、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく「通貨及び金融の調節に関する報告書」を受領した。

人事異動

内閣

○農林水産大臣臨時代理解職

国務大臣　石原　宏高

農林水産大臣鈴木憲和帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（六月二十一日）

最高裁判所

○定年退官

簡易裁判所判事西村公雄は六月十九日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従三位に叙する

鈴木　敏文

従四位に叙する（防衛医科大学校名誉教授）

永田　一郎

従五位に叙する

臼井　秀樹　藤井　充　山口　茂樹

従五位に叙する（各通）

長岡　喜勇　引田　英男

平松　正司　堀　弘

正六位に叙する（各通）

泉川　妙子　小倉　大藏

影山　實　菅野　秀樹

酒井　浩人（防衛技官）

従六位に叙する（各通）

迫田三千年　高木　朝司

山田　新策　和田　健

大矢　延利　藤尾　育造

正七位に叙する（各通）

作本　幸男　佐藤　淨治

従七位に叙する（各通）（以上五月十八日）

山本　昭市

従四位に叙する

川口　渉

正五位に叙する（各通）

篠田　泰直　森松　達男

従五位に叙する

岩崎　博之　大庭　紀元

表　紀子　杉山　芳明

石山　孝義　市川　修一

忍足美代子　川波　資

山田　悦夫

従六位に叙する（各通）

天笠　紀男　土屋　哲一

正七位に叙する（各通）

山口　博　市原　昭三

従七位に叙する（以上五月十九日）

（経済産業技官）

原　賢一　守田　徹

従四位に叙する

黒川　宙　西　正美

正五位に叙する（各通）

澤邉　博　田口　數夫　中島　淳夫

西尾　嘉見　宮澤　正三　山田　清和

正六位に叙する（各通）

木村　忠　小松　忠孝　陶山　一郎

祖父江重一　玉城　英信　寺西　功

長澤　三男　吉田　勝

従六位に叙する（各通）

茂田　仁助

従七位に叙する（以上五月二十日）

久保　敏哉

従五位に叙する（五月二十三日）

佐原　忍

従五位に叙する（五月二十四日）

金丸　増男

従五位に叙する（五月二十七日）

○叙勲

臼井　秀樹　菅野　秀樹　平松　正司

藤井　充　藤尾　育造

瑞宝単光章を授ける（以上五月十八日）

作本　幸男

瑞宝単光章を授ける（以上五月十九日）

市川　修一　忍足美代子　表　紀子

森松　達男　山田　悦夫

瑞宝双光章を授ける（各通）（五月十九日）

黒川　宙

（経済産業技官）

瑞宝小綬章を授ける（各通）

祖父江重一　中島　淳夫

山田　清和　吉田　勝

瑞宝双光章を授ける（各通）

玉城　英信　中井　通隆

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十日）

長崎　健一

瑞宝双光章を授ける（五月二十一日）

久保　敏哉

瑞宝双光章を授ける（五月二十三日）

佐原　忍　藤井　光英

瑞宝双光章を授ける（各通）（五月二十四日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ルクセンブルクの国祭日につき、六月二十二日同国大公殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和８年６月24日

関東運輸局長　藤田　礼子

記

（単位地域の名称）

埼玉県Ａ

（変更前の登録実施機関の名称）

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

（変更後の登録実施機関の名称）

一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会

（登録実施機関の住所）

埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階

（登録実施機関の代表者名）

三上　秀樹

（変更前の登録事務等を行う事務所の名称）

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会

（変更後の登録事務等を行う事務所の名称）

一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会

（登録事務等を行う事務所の所在地）

埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階

（登録番号）

さいたま－２号

（変更年月日）

令和８年６月17日

（単位地域の名称）
　埼玉県Ｂ
（変更前の登録実施機関の名称）
　一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（変更後の登録実施機関の名称）
　一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会
（登録実施機関の住所）
　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階
（登録実施機関の代表者名）
　三上　秀樹
（変更前の登録事務等を行う事務所の名称）
　一般社団法人埼玉県乗用自動車協会
（変更後の登録事務等を行う事務所の名称）
　一般社団法人埼玉県ハイヤー・タクシー協会
（登録事務等を行う事務所の所在地）
　埼玉県さいたま市浦和区高砂３―10―４　八千代ビル１階
（登録番号）
　埼玉県Ｂ―１号
（変更年月日）
　令和８年６月17日

法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人森悦子は願により公証人を免ぜられた。

作原大成は公証人に任命され、東京法務局所属公証人森悦子の後任を命ぜられた。（以上六月十七日）（法務省）

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、令和６年９月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年８月31日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和８年６月24日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　令和８年７月30日

４　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

令和　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

（備考）

１　提出部数は正副２通とすること。

２　履歴書２通を添付すること。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産管財人変更

書面による計算報告

債権者集会招集

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１号
広島県三次市南畑敷町４８４番地
清算株式会社　三次フードセンター株式会社
代表清算人　三田　武志
1　決定年月日　令和８年６月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０２号
広島県三次市南畑敷町４８７番地の１
清算株式会社　三次土地建物株式会社
代表清算人　三田　武志
1　決定年月日　令和８年６月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０３号
広島県庄原市西本町２丁目１番４０号
清算株式会社　株式会社三次フードセンター庄原店
代表清算人　三田　武志
1　決定年月日　令和８年６月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第１０４号
広島県三次市十日市西１丁目４番２１号
清算株式会社　三次麦酒株式会社
代表清算人　三田　正司
1　決定年月日　令和８年６月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所三次支部

令和８年（ヒ）第４号
栃木県宇都宮市平松四丁目３番７号
清算株式会社　アサヒタクシー株式会社
代表清算人　笠原　正人
1　決定年月日　令和8年6月8日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和８年（ヒ）第５号
栃木県宇都宮市平松四丁目３番７号
清算株式会社　株式会社アサヒオートサービス
代表清算人　笠原　正人
1　決定年月日　令和8年6月8日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第1民事部

令和８年（ヒ）第１００５号
名古屋市名東区社台３丁目１８４番地４
清算株式会社　株式会社五蘊
代表清算人　古賀恵太
1　決定年月日　令和８年６月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１号
鹿児島県伊佐市大口原田９４０番地１
清算株式会社　山口畜産株式会社
代表清算人　　山口幹夫
1　決定年月日　令和８年６月１０日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所加治木支部

令和８年（ヒ）第２０２４号
東京都港区赤坂９丁目７番２号東京ミッドタウンレジデンシィズ
清算株式会社　株式会社ウォーターマーク
代表清算人　山下　春幸
1　決定年月日　令和８年６月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第５号
静岡県浜松市中央区入野町９０２９番地の１
清算株式会社　株式会社ぴゅあサポート
代表清算人　伊藤　裕子
1　決定年月日　令和８年６月９日
2　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は甲及び乙の主たる事務所に備え置いております。

令和八年六月二十四日

秋田県湯沢市関口字関口三三番地の二

（甲）下関東市内生産森林組合

理事　近藤助左ェ門

秋田県湯沢市関口字関口三三番地の二

（乙）下関生産森林組合

理事　三浦　正徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月十五日

掲載頁　六十九頁（号外第一三一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月十五日

掲載頁　四十九頁（号外第一三一号）

令和八年六月二十四日

群馬県太田市脇屋町六六九番地

（甲）株式会社ダイゴ

代表取締役　大胡　哲晃

群馬県太田市脇屋町六六九番地

（乙）株式会社ダイシン商事

代表取締役　大胡　哲晃

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十四日

東京都豊島区池袋三丁目三四番七号ビジネスパーク池袋二階

（甲）合同会社エイジン

代表社員　佐竹　英人

東京都豊島区南大塚二丁目一一番一〇号ミモザビル三階

（乙）合同会社ミエルパートナーズ

代表社員　佐竹　英人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一一六頁（号外第一六一号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十六日

掲載頁　一六三頁（号外第一四四号）

令和八年六月二十四日

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

（甲）ポラリス・アドバイザーズ株式会社

代表取締役　金森　裕三

東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

（乙）事業創造基盤株式会社

代表取締役　軒野　仁孝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://tsukuru-ai.co.jp/

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月三十一日

掲載頁　八十五頁（号外第七十六号）

令和八年六月二十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号

（甲）つくるＡＩ株式会社

代表取締役　新谷　健

大阪府大阪市北区梅田一丁目三番一―四〇〇号大阪駅前第一ビル四階一―一〇

（乙）リーウェイズ株式会社

代表取締役　巻口　成憲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月二日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十二日

掲載頁　一二二頁（号外第一三〇号）

令和八年六月二十四日

京都市南区上鳥羽大柳町一番地一

（甲）三谷伸銅株式会社

代表取締役　小野寺　真

京都市南区上鳥羽大柳町一番地一

（乙）新キタミ株式会社

代表取締役　小野寺　真

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のグレイスコート円山公園を除く全事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十四日

札幌市中央区北一条西二十三丁目一番二三号

（甲）合同会社ニトリビル商会

代表社員　似鳥　幹雄

札幌市中央区北一条西二十三丁目一番二三号

（乙）合同会社ニトリビル

代表社員　似鳥　幹雄

吸収分割公告

左記会社は、吸収分割して乙は甲の学習塾の経営事業に関して有する権利義務の一部を承継し、甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月十五日

掲載頁　四十九頁（号外第一三一号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十四日

群馬県高崎市岩押町二一番二号

（甲）株式会社うすい

代表取締役　柴崎　龍吾

群馬県高崎市岩押町二一番二号

（乙）株式会社ＰＩＳＡエデュケーション

代表取締役　柴崎　大海

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の調達・物流ソリューションズ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年六月二十五日を予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十七日

掲載頁　一〇二頁（号外第九十八号）

令和八年六月二十四日

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

（甲）ＲＩＺＡＰビジネスソリューションズ株式会社

代表取締役　木村　仁美

東京都新宿区西新宿八丁目一七番一号

（乙）ＲＩＺＡＰ建設株式会社

代表取締役　幕田　純

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエアラインプリンタの開発、販売、テクニカルサポート及び保守・リペアに係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）https://global.fujitsu/ja-jp/subsidiaries/frontech/about/kk

令和八年六月二十四日

東京都中野区中央二丁目四八番五号

（甲）株式会社高見沢サイバネティックス

代表取締役社長　髙見澤和夫

東京都稲城市矢野口一七七六番地

（乙）富士通フロンテック株式会社

代表取締役社長　櫛田　龍治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月十四日

掲載頁　七十六頁（号外第八十七号）

令和八年六月二十四日

東京都中央区日本橋兜町六番五号

(甲) 日本橋化成株式会社

代表取締役　藤川　幸代

東京都中央区日本橋兜町六番五号

(乙) 川内化成株式会社

代表取締役　藤川　幸代

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のビール製造販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十五日

掲載頁　一四五頁（号外第一一五号）

令和八年六月二十四日

福岡市中央区大手門三―一二―三二

(甲) 株式会社フクオカクラフトブルーイング　代表取締役　杉山　芳文

福岡市中央区大手門三―一二―三二

(乙) 株式会社ＥＦＭ

代表取締役　杉山　芳文

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する家選びネット株式会社（住所東京都中央区日本橋本石町三丁目二番四号共同ビル（日銀前）六階）に対して当社の家選びネット事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.zutto.net

令和八年六月二十四日

東京都墨田区菊川二―二三―一―二〇四

ＺＵＴＴＯ株式会社

代表取締役　松本　靖行

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＬＩＶＥｗｉｔｈ株式会社（住所東京都港区芝浦三丁目一番一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＮ二三階）に対して当社のクリエイターマネジメント事業に関して有する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十四日

東京都港区芝浦三丁目一番一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＮ二三階

クラシル株式会社

代表取締役　堀江　裕介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＴＯＲＡ（住所福岡市中央区大手門三―一二―三二）に対して当社の飲食事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十五日

掲載頁　一四五頁（号外第一一五号）

令和八年六月二十四日

福岡市中央区大手門三―一二―三二

株式会社ＥＦＭ

代表取締役　杉山　芳文

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和八年六月二十四日

東京都中央区日本橋三―二―一四新槇町ビル別館第一　二Ｆ

東京八重洲ヘルシーサポート合同会社

代表社員　大杉　晶子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はＳａＬａ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十四日

愛知県名古屋市港区正保町六丁目二三番一号ラコフォルテⅢ三〇五号

ＳａＬａ合同会社

代表社員　佐藤　一也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、組織変更後の商号は日本良品株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十四日

大阪府大阪市阿倍野区西田辺町一丁目六番三号

合同会社日本良品

代表社員　平良　健一

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十四日

福岡市博多区比恵町一一番七―二〇六号

Ｓｅａ．ｔｓ　Ｄｒｉｌｌｉｎｇ企画準備

代表社員　田中　駿己

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十四日

福岡市中央区薬院一丁目六番九号福岡ニッセイビル三〇一号　合同会社メディコ総研

代表社員　横山美恵子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十四日

東京都港区赤坂一丁目五番一五号溜池アネックス四Ｆ

株式会社日本アセット戦略機構

代表取締役　石井　翔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億六千五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十四日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

ニューブリッジ15株式会社

代表取締役　佐藤　隆司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二十四億六千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十四日

東京都港区西新橋二丁目八番六号

ニューブリッジ16株式会社

代表取締役　佐藤　隆司

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百十九万二千三百十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/34948/announces

令和八年六月二十四日

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇―三番恵比寿ガーデンプレイスタワー二七階

株式会社ｆｏｎｄｉ

代表取締役　野原　樹斗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二十四日

東京都町田市原町田四丁目一八番二三号

有限会社ミハシ

代表取締役　三橋　頼子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し九千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月二十六日

掲載頁　五十八頁（号外第七十号）

令和八年六月二十四日

東京都中央区京橋三丁目一番一号

株式会社ＩＴＴＥ

（旧商号　株式会社ロンザングループ）

代表取締役　大仲　研司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二百一万五千四百円、資本準備金の額を八億九千二百一万五千四百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十四日

東京都中央区京橋一丁目一番五号セントラルビル

株式会社ＪＳＨ

代表取締役　野口　和輝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九百九十九万四千六百七十二円減少するとともに、資本準備金の額を三億六千五百七十二万四千百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十月三十一日

掲載頁　一七四頁（号外第二四二号）

令和八年六月二十四日

静岡県浜松市中央区篠ケ瀬町一〇四四番地の二

リンクウィズ株式会社

代表取締役　吹野　豪

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十四日

埼玉県越谷市越ケ谷三丁目三番一六号

埼光ゴム株式会社

代表取締役社長　加藤　進一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十四日

東京都江戸川区臨海町三丁目六番三号

アドレス通商株式会社

代表取締役　竹尾　正

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十四日

東京都中央区京橋一丁目一〇番七号

千代田工販株式会社

代表取締役　瀬尾　英三

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十四日

奈良県大和郡山市馬司町六四二番地の二

株式会社奈良大果

代表取締役　矢野裕二郎

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十四日

岡山県井原市上井出部町四三一番地の三

井原精機株式会社

代表取締役　上野　和彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である岩根良憲が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十四日

神奈川県横浜市西区北幸一丁目五番一〇号

ＪＰＲ横浜ビル九階

ＡＩＣ　ＶＩＥＴＮＡＭ　ＣＯＭＰＡＮＹ　ＬＩＭＩＴＥＤ

日本における代表者　岩根　良憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億九千万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十月一日

掲載頁　一七二頁（号外第二二〇号）

令和八年六月二十四日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

特定目的会社Ｂａｓｅｌ

取締役　長尾　誠

債権申出の公告（第二回）

当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年六月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十四日

兵庫県神戸市中央区海岸通六番地建隆ビル

Ⅱ九階

東亜外業企業年金基金

清算人　檜村　茂雄

取消公告

令和八年六月十八日（号外第一三四号）掲載の第九十三期決算公告（枠組）は取消します。

令和八年六月二十四日

東京都港区新橋一丁目一番一三号

クオリテックファーマ株式会社

代表取締役社長　山本　展裕

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一四				改正後欄終りから一八 第五十四条の九	第五十四条の五

公布内閣府令第百四号（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等のための措置に関する法律施行規則）

（原稿誤り）

一三ページ第六条表中改正後欄中欄二行目及び改正後欄下欄三行目から四行目までを削除する。